平成２３年（フ）第５００号
長崎県長崎市西坂町11番33号
債務者　諸藤ミドリ
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５２０号
長崎県長崎市畝刈町1613番地31　県営住宅三重第３団地Ｇ棟407号
債務者　谷内　　靖
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４６号
長崎県長崎市江の浦町11番23号　高島アパート
債務者　前川　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６０号
長崎県長崎市柳谷町40番８号　野田アパート１階
債務者　安達　美香（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９号
長崎県長崎市本原町29番21号　第二コーポ103号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷1006番地215
債務者　川村眞紀子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
香川県仲多度郡琴平町榎井464番地２
債務者　林　　純二
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第６号
香川県綾歌郡宇多津町浜八番丁130番地３フォブール宇多津Ａ―203
債務者　松本　義則
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１５４７号
千葉市中央区宮崎町521番地35　コーポハル102号
債務者　戸田　英樹
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４８号
千葉市中央区宮崎町521番地35　コーポハル102号
債務者　戸田　照美
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６５６号
千葉県船橋市二和東６丁目15番２棟101号
債務者　吉田　正美
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２号
千葉県船橋市前原西７丁目６番１号　ベルメゾン102号
債務者　芦田　　稔
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８号
千葉県船橋市咲が丘４丁目21番72号
債務者　佐藤　　明
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２号
千葉県船橋市丸山５丁目38番５号　メゾン丸山203号
債務者　江原　義昭
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２１号
千葉市中央区宮崎１丁目17番21号　宮崎台コーポＡ棟201号
債務者　菅谷　貞子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９号
愛知県稲沢市小池２丁目４番16号
債務者　伊藤　由香
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１９８号
福岡県飯塚市秋松41番地２　グリーンハイツヨシムラ201
債務者　田中　和敏
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１９９号
福岡県飯塚市秋松41番地２　グリーンハイツヨシムラ201
債務者　田中　昭子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部